

改正案			現行		
第一条・第二条 (略)			第一条・第二条 (略)		
別表 (第二条関係)			別表 (第二条関係)		
項	事務	市町村	項	事務	市町村
1 ～ 4 6	(略)	(略)	1 ～ 4 6	(略)	(略)
	一 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(法第十五条第二項の規定により法第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事又は法第三十四条第二項の規定により法第三十条第一項の許可を受けたものとみなされた特定盛土等に関する工事に係るものに限る。) 1 法第十八条第一項及び第三十七条第一項の規定による検査 2 法第十八条第二項及び第三十七条第二項の規定による中間検査合格証の交付 3 法第十九条第一項及び第三十八条第一項の規定による報告の受理 4 法第二十条第二項から第四項まで、第二十三条第一項及び第二項、法第三十九条第二項から第四項まで並びに第四十二条第一項及び第二項の規定による命令 5 法第二十条第五項(法第二十三条第三項において準用する場合を含む。)及び法第三十九条第五項(法第四十二条第三項にお	飯能市、本庄市		<u>(新規)</u>	

4 7	いて準用する場合を含む。)の規定による措置及び公告 6 法第二十条第六項(法第二十三条第三項において準用する場合を含む。)及び第三十九条第六項(法第四十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定による費用の徴収 7 法第二十二条第二項及び第四十一条第二項の規定による勧告 8 法第二十四条第一項及び第四十三条第一項の規定による立入検査 9 法第二十五条及び第四十四条の規定による報告の徴収				4 7	削 除
	二 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの(法第十五条第二項の規定により法第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係るものに限る。) 1 法第十八条第一項の規定による検査 2 法第十八条第二項の規定による中間検査合格証の交付 3 法第十九条第一項の規定による報告の受理 4 法第二十条第二項から第四項まで並びに第二十三条第一項及び第二項の規定による命令 5 法第二十条第五項(法第二十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定による措置及び公告 6 法第二十条第六項(法第二十三条第三項において準用する場合を含む。)の規定による費用の徴収 7 法第二十二条第二項の規定による勧告 8 法第二十四条第一項の規定による立入	熊谷市、行田市、所沢市、加須市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、深谷市、上尾市、草加市、蕨市、戸田市、入間市、久喜市、三郷市、坂戸市、吉川市、三芳町、毛呂山町、小川町、松伏町				

	検査 9 法第二十五条の規定による報告の徴収				
4 8 ～ 1 1 8	(略)	(略)	4 8 ～ 1 1 8	(略)	(略)